

文部科学省初等中等教育局委託事業
令和2年度
「多様性への対応に関する調査研究事業」

多様な学習ニーズに応じた指導方法等の確立・普及
～ 通信制高等学校におけるソーシャルワーカー支援体制の構築 ～

成果報告書

令和3年3月

学校法人野田鎌田学園

あずさ第一高等学校

文部科学省初等中等教育局委託事業
令和2年度
「多様性への対応に関する調査研究事業」

成果報告書

学校法人野田鎌田学園 あずさ第一高等学校

<調査研究名称>

多様な学習ニーズに応じた指導方法等の確立・普及

～ 通信制高等学校におけるソーシャルワーカー支援体制の構築 ～

目次

	頁数
1 学校の概要	2
2 調査研究のねらい	5
3 調査研究の成果	6
3-1 遠隔ケース会議	6
3-2 校内研修（SSW研修）の報告	16
3-3 SSW 依頼ルートの設定	20
3-4 危機管理体制（SSW）の構築	21
3-5 支援依頼数	21
3-6 支援事例	23
3-7 実際に SSW と連携した教職員の感想	29
3-8 教職員の SSW の捉え方についての質問紙調査	35
3-9 通信制高等学校における SSW の配置形態	38
4 今後の課題	39
5 まとめ	40
参考資料	45

1 学校の概要

1-1 学校名、理事長名、校長名

学校名：学校法人 野田鎌田学園 あずさ第一高等学校

理事長名：長森 修三

校長名：白波瀬 正人

1-2 設立年、設置課程・学科

平成 17 年 4 月 1 日 あずさ第一高等学校開校 通信制・単位制課程 普通科
令和 2 年 5 月 1 日 学則変更により、入学定員 1,200 人 収容定員 3,600 人
在籍生徒数 2,704 人

1-3 当校の特色

中学校における教育の基礎の上に、一人ひとりの生徒の心身の発達に応じた指導の下、一人ひとりの個性が最も伸びる教育を実践する。

【教育方針】

- (1) あたかみあふれる「対面教育」
- (2) 一人ひとりを伸ばす「個性教育」
- (3) 仲間とともに育てる「社会力教育」

【校長の示す令和 2 年度学校教育目標】

- (1) 「自分の生き方を見据えることで、学力向上を目指す」
 - ・学力向上のために、学習意欲を高める方策を実施する。
 - ・学習意欲を高める方策の一つとして、進路指導の充実を図る。
 - ・SSW との連携を実施し、教職員の教育力 UP を図る。
 - ・ICT 活用での、学力向上の研究をすすめる。
- (2) 「豊かな人間性や社会性を身につけた生徒の育成を図る」
 - ・各キャンパスの立地環境(地域連携)を生かした多彩な行事や、授業に取り組む。
 - ・特別活動の改善・充実について、各キャンパスの個性を生かす工夫をする。

1-4 各キャンパスと教職員数

● キャンパス

野田鎌田学園あずさ第一高等学校は、広域通信制高等学校であり、千葉県野田市の本校を含め、計8キャンパスある。一覧を表1に示す。

表1：各キャンパスの所在地と電話番号

	所在地	電話番号
野田本校	〒278-0037 千葉県野田市野田 405-1	04-7122-2400
渋谷キャンパス	〒150-0031 東京都渋谷区桜丘町 5-4	03-6416-0425
立川キャンパス	〒190-0012 東京都立川市曙町 1-17-1	042-595-9915
町田キャンパス	〒194-0022 東京都町田市森野 1-39-10	042-850-8800
横浜キャンパス	〒221-0834 神奈川県横浜市神奈川区台町 14-22	045-322-6336
大宮キャンパス	〒330-0846 埼玉県さいたま市大宮区大門町 3-66	048-782-9962
千葉キャンパス	〒260-0045 千葉県千葉市中央区弁天 1-3-5	043-254-1877
柏キャンパス	〒277-0843 千葉県柏市明原 1-2-2	04-7145-1023



野田本校



渋谷キャンパス



立川キャンパス



町田キャンパス



横浜キャンパス



大宮キャンパス



千葉キャンパス



柏キャンパス

● 教職員数

教職員の編成は、表2に示す通りである。

表2：教職員編成表（令和2年5月1日現在）

	校長	副校長	教頭	教諭	非常勤講師	事務	事務非常勤	カウンセラー	学校医	学校歯科医	学校薬剤師	計
男	1	2	2	39	47	10	2	1	1	1	0	106
女	0	0	0	27	23	7	6	4	0	0	1	70
計	1	2	2	66	70	17	8	5	1	1	1	176

※それぞれのキャンパスには各々のキャンパスを取りまとめるキャンパス長1名と副キャンパス長が1ないし2名いる。

※キャンパス長をCP長、カウンセラーをSCとする。

1-5 日課表

生徒の日課を表3に示した。

表3：日課表

SHR	9：15～9：20
1 時間目	9：25～10：15
2 時間目	10：25～11：15
3 時間目	11：25～12：15
昼食・昼休み	12：15～13：00
4 時間目	13：00～13：50
SHR	13：50～13：55
オリジナルコース・部活動	14：00～16：00
下校	16：30

● 当校の特徴

- 1) 選べる学習スタイル（※1）と細やかな担任制で、一人ひとりの学びを応援する。
- 2) スペシャル授業とオリジナルコース（※2）で、夢を見つけ、叶える応援する。
- 3) 多彩な行事で充実した学校生活を応援する。
- 4) 学校生活全般に、細やかなメンタルサポートする。
- 5) 多角的な進路指導により、能動的・主体的に進路を選択する力を養う。

※1 学習スタイル（選択制）

- ・ スタンダードスタイル 5日制
集合授業5日間＋スペシャル授業
5日間の集合授業でゆっくり学習を進める。
- ・ スタンダードスタイル 3日制＋ONE
集合授業3日間＋フリースタイル学習＋スペシャル授業
各教科の大切なところにポイントを絞り学習する。
- ・ フリーツデースタイル 2日制
フリースタイル学習2日間＋スペシャル授業（マンスリー）
自分のペースで学習を進める。
- ・ フリーワンデースタイル 1日
フリースタイル学習1日＋スペシャル授業（マンスリー）
自分の時間を優先したい人に最適である。
- ・ 一般通信制スタイル
年13日程度のスクーリング＋レポート＋考査
及び特別活動の出席で高校卒業をめざす。

※2 オリジナルコース （今年度設置コース）

- ・ 基礎コース
- ・ 大学進学コース
- ・ 資格コース
- ・ 声優・アニメコース
- ・ ファッションコース
- ・ 音楽コース
- ・ ダンスコース
- ・ 保育コース

2 調査研究のねらい

近年、「チームとしての学校」が謳われ、平成27年12月の中央教育審議会では「学校が抱える課題は、複雑化・困難化するだけでなく、拡大し、多様化している」との報告がなされている。また「個々の生徒の状況に応じたきめ細やかな指導を行うための体制整備を推進していくことも必要」ともある。通信制高等学校においては、特に、特別な支援を要する生徒、外国人生徒、経済的な困難を抱える生徒や非行・犯罪歴を有する生徒等の増加も顕著である。

我々、学校法人野田鎌田学園が設置する広域通信制あずさ第一高等学校（学則定員3,600人）では、現在2,704人（令和2年5月1日現在）在籍している。卒業後の進路決定状況は大学短大約1割、専門学校約3割、就職約3割、その他（未定を含む）約3割となっている。「その他（未定を含む）」の数値が全国平均（約0.5割）に比べて大きいのが特徴でもあり、課題でもある。また退学・転学する生徒の中で「学校生活」や「経済的理由」を挙げる生徒が、毎年それぞれ10-15人程度存在していた。これも大きな課題であった。そのため、文部科学省初等中等教育局から委託事業を受け、スクールソーシャルワーカー（以下SSWとする）を導入することで、将来的にはこの10-15人の「学校生活」や「経済的理由」を挙げて退学・転学する生徒数の半減を目指したが、SSWを導入開始した1年弱で、昨年度は1人という大きな成果を達成することができた。これは学校としての快挙であると言える。今年度は、昨年度からSSWを導入したことでの成果を検証し、本格的にSSW支援体制を実行に移す試みを行った。

また昨年度の委託事業では、通信制高等学校にSSWが導入された場合、キャンパスが各地にあるので、学内の連携、校内資源の活用であっても電話、メールといったツールを多く使用しなくてはならない、という傾向が見いだされた。遠隔をつないで行う支援が可能となったものの、電話やメールでは、SSWと教職員1人ずつの1:1の連携しかできず、適切な生徒支援に迅速に対応できているかという点で懸念が残った。そこで、さらなる遠隔システムとしてTeamsを活用できないかということも検討した。

本研究では、社会的、福祉的な支援を要する生徒の増加を鑑み、さらなるSSW支援体制の構築を研究した。また「学校生活」や「経済的理由」を挙げて学校を辞める生徒を今後も少しでも減らせるように、さらには通信制高等学校におけるSSW支援体制の一般化につなげられるようにするための調査研究を目指した。

3 調査研究の成果

今回の研究では、表4のようなスケジュールで進行された。

表4：2020年度 研究スケジュール

5月25日(月)	今年度の事業スタート	
7月30日(木)	第1回検討委員会 @あずさ第一高等学校 渋谷キャンパス	
8月21日(金)	新採用SSW勤務開始	社会福祉士 池原先生 (火・金 8:45-17:15)
9月30日(水)	SSW研修 @国立オリンピックセンター記念青少年総合センター	
10月16日(金)	第2回検討委員会 @あずさ第一高等学校 渋谷キャンパス	
11月24日(火)	研修	遠隔ケース会議 講師：鶴養先生
1月22日(金)	研修	対面ケース会議 講師：松岡先生
1月28日(木)	第3回検討委員会 @野田鎌田学園杉並高等専修学校	



<写真1：検討委員会>

検討委員会（全3回）

全3回の検討委員会では、SSW支援体制を本格的に始動させるために、新たな新採用SSWの必要性や、ケース会議、遠隔システムを用いた遠隔ケース会議（定義は後述する）の導入を検討しあった。最終回の検討委員会では、理事長も出席し、委託事業の成果を振り返り、今後の展開について議論を行った。

3-1 遠隔ケース会議

平成27年11月に行われた文部科学省初等中等教育分科会（第102回）では、「チームとしての学校」像の中で、今後、「チームとしての学校」を実現するためには、以下の3つの視点に沿って検討を行い、学校のマネジメントモデルの転換を図っていくことが必要だと述べている。

1. 専門性に基づくチーム体制の構築
2. 学校のマネジメント機能の強化
3. 教職員一人一人が力を発揮できる環境の整備

特に、1.専門性に基づくチーム体制の構築では「これからの学校に必要な教職員、専門能力スタッフ等の配置を進めるとともに、教員が授業等の専門性を高めることができる体制や、専門能力スタッフ等が自らの専門性を発揮できるような連携、分担の体制を整備する。」としている。

当校では、生徒が抱える多様化し複雑化、困難化した課題を解決するために担任だけでなく、開校当初から SC が配置されていた。そこに今年度途中からスクールソーシャルワークを専任で行う SSW が配置された。この校内資源を有効活用するためには関係者が参加してケース会議を行うことが望ましいだろう。

しかし、学校が複数キャンパスにまたがる当校のような通信制高等学校ではケース会議を行うと言っても、現状では、教員は授業やクラス運営、部活等で忙しい。SC は各キャンパスに毎日同じ SC がいるわけではなく、それぞれの SC がキャンパス毎に週に数日のローテーションを組んでいる状況だった。さらに、昨年度からの委託事業で SSW が配置されたものの、他業務を兼ねていたり、それぞれのキャンパスに定期巡回はしていない。チーム学校を意識しつつも、なかなか多職種での意見交換は難しい現状があった。そのため依然として、担任が持ち抱えなければならないことも多く、担任の心理的負担は非常に大きいものであった。この現状を打開すべく、それぞれのキャンパスを遠隔システムでつなぐと、多職種連携を行うことができるのではないかと考えるに至った。

まず遠隔システムを用いた支援となると、すぐに思いつくのが電話やメールといった方法で遠隔をつないで行う支援である。昨年度の委託事業において通信制高等学校における SSW 支援体制の構築を試みた際に、「通信制高等学校で SSW が介入する際には電話やメールを使って情報を共有を使うことが多かった」と報告している。このように電話やメールを用いることで遠隔をつないでの支援が可能になったのだが、一方で問題点も認められていた。電話とメールでケース会議を行うことの問題点を下表 5 にまとめた。

表 5：電話とメールでケース会議を行うことの問題点

電話の問題点	メールの問題点
<ul style="list-style-type: none"> ●1対1の個別対応になってしまう ●関係者全体での情報共有が難しい ●全体像を把握するまでに時間がかかる ●チーム学校としての連携がとりづらい 	<ul style="list-style-type: none"> ●まとめるのに時間がかかる ●相談相手の顔が見えないので、必要な情報を十分収集できない可能性がある ●メールの宛先を間違える、安易に転送してしまう等、情報漏えいする可能性がある

この問題点を考えると、遠隔をつなぐためには、電話やメールといったツールだけでな

く、他のツールを考え出す必要性があった。そこで Teams（※参照）を用いた多職種でのケース会議を実施すれば、複数キャンパスにまたがる通信制高等学校の教職員の負担を減らすのに有効ではないか、と検討委員会内で示唆された。この仮説を基に、2回のケース会議を行い、どのような条件であれば遠隔ケース会議が可能となり、生徒の抱える問題解決に有用できるかを検討した。

※Teams・・・Microsoft Teams（マイクロソフト・チームズ）は、マイクロソフトが Windows、macOS、Linux、iOS 及び Android 向けに開発・提供するコラボレーションプラットフォームである。（Wikipedia より抜粋）

今回はすでに学校内で使用していた Teams で複数キャンパスをつなぎ、ケース会議を行うことを、本研究では「遠隔ケース会議」とする。

（1）事前準備

学校内への周知は、ケース会議開催概ね1か月前に、電子回覧板 Groupware にケース会議のチラシ（巻末資料4参照）を載せ、参加希望者はコメント欄に「参加」と記入した。参加者には後日 Teams で会議招待を行った。事例提供は、Teams で提供を呼び掛けた後、個別に SSW より提供の打診を行った。事例提供者は事例報告書を作成した（参加者には、事例報告書をケース会議の場で初めて提示し、個人情報保護に配慮した）。

（2）実施

遠隔ケース会議の有用性を検証すべく、「遠隔ケース会議」と「対面でのケース会議」の両方をそれぞれ1回ずつ実施した。

① 遠隔ケース会議（Teams を使った事例検討）



<写真2：スーパーバイザーと参加者 Teams を使って>

使用したツール：Teams

日時：2020年11月24日
10：20～11：10（授業時間内）

場所：あずさ第一高等学校
渋谷キャンパス軽音楽室（防音室）

参加者：鶴養先生、教員8名（うち管理職4名）、SC3名、SSW2名 計14名

参加場所：参加者14名は以下の場所から Teams を使って遠隔ケース会議に参加した。参加者の参加場所（キャンパスと部屋）を表6にまとめた。

表6：参加者の参加場所

参加キャンパス	参加した場所	参加者
渋谷キャンパス	軽音楽室	スーパーバイザー鶴養先生 司会者 (SSW)、校長、副校長、SSW
立川キャンパス	空き教室	事例提供者 (教員)
野田本校	教務室	教頭2名
	職員室	SC1名
千葉キャンパス	カウンセリング室	教員2名、SC1名
大宮キャンパス	職員室	教員1名
野田鎌田学園杉並高等専修学校	カウンセリング室	SC1名

特記：

※渋谷キャンパスではPC2台を用いて、1台をスーパーバイザー（以下SVRとする）、1台を議事録用に使用。

千葉キャンパスではカウンセリング室にてPC1台を教員2名とSC1名で共有。

他はそれぞれ1台ずつPC使用し、イヤホンを使って参加していた。

※ビデオ画面をONにしていたのは、SVRと事例提供者のみで、他の参加者の表情を見られない状況の中での参加だった。

スケジュール： 遠隔ケース会議 計50分

1) SVR 鶴養先生からのお話： 5分

2) 事例提供： 10分

3) 質問、意見、感想など： 25分

質問は Teams のチャット機能を利用。

チャットに書かれた質問に対し、SVRが回答。さらにチャットで質問を重ねたり、感想を言い合ったりした。

4) 事例提供者の感想、SVR 鶴養先生の

まとめ： 10分



<写真3：Teams画面>

② 対面でのケース会議



<写真 4：対面でのケース会議>



<写真 5：SVR と事例提供者>

日 時： 2021年1月22日 放課後 14：30～15：30

場 所： あずさ第一高等学校 野田本校

出席者： 松岡先生、教員 8 名（うち管理職 4 名）、SC 4 名、SSW 2 名 計 15 名

参加場所：参加者のうち、野田本校は対面でのケース会議を行った。千葉キャンパス、町田キャンパスは Teams を使ったのオンライン参加となり、表 7 に記した。

表 7：参加者の参加場所

参加キャンパス	参加した場所	参加者
野田本校	空き教室	SVR 松岡先生、司会者（SSW） 校長、副校長、教頭 2 名、教員 4 名、SC 2 名、SSW
千葉キャンパス	カウンセリング室	教員 1 名、SC 1 名
町田キャンパス	職員室	SC 1 名

特記：

※ケース会議会場では、SVR と事例提供者が映るようにビデオ、マイクともに ON になっている PC 1 台を準備。

※遠隔システム（Teams）を利用した千葉キャンパスではカウンセリング室にて PC 1 台を教員 1 名と SC 1 名で共有。町田キャンパスでは職員室にてイヤホンを使用しながらの参加であった。PC はビデオ画面 OFF、発言時のみマイクを ON にしていた。参加者は SVR と事例提供者の表情をみることができていた。

スケジュール： 遠隔ケース会議 計 60 分

- 1) SVR 松岡先生からのお話： 5 分
- 2) 事例提供： 10 分
- 3) 質問、意見、感想など： 30 分
- 4) 事例提供者の感想、SVR 松岡先生のまとめ： 15 分

(3) 結果と考察

それぞれのケース会議に参加した教職員にアンケートを実施した。

① 遠隔ケース会議

遠隔ケース会議への参加者に、遠隔ケース会議後、アンケート（巻末資料1参照）を実施した。5段階評価での感想を表8に、チャット機能の使いやすさについての感想を表9に記載した。

表8：遠隔ケース会議に参加した感想

5.大変良い	4.良い	3.どちらでもない	2.良くない	1.大変良くない
8人	5人	0人	0人	0人

(合計13人)

参加者の感想は、概ね良好であった。「事例検討を行うことができよかった」「オンラインで事例検討ができることを実感することができた」と肯定的に遠隔ケース会議を捉えることができている様子が見られた。今回参加したことで「WEBを使って、場所という制約を取り除いてどういったことができるのか、あるいはできないのかを感じられた」と今後の発展性や注意点を感じられたという感想も見られた。また「本学園の生徒の現状を鑑みると、事例検討を参考に生徒指導や家庭との連携を図る上でとても参考になる」「情報共有ができ、担任の精神的負担の軽減につながる」と考える教職員も多かった。

表9：チャット機能の使いやすさについて感想

5.大変使い易い	4.使い易い	3.どちらでもない	2.使い易くない	1.大変使い易くない
4人	4人	4人	1人	0人

(合計13人)

先ほどの遠隔ケース会議に参加した感想と異なり、チャット機能使用については回答が「大変使い易い」「使い易い」「どちらでもない」「使い易くない」に分散された。「大変使い易い」と回答した4人は、チャット機能を使って発言した教職員であり、同じ部屋で1台のPCを共有して使っていた。つまり1人での参加ではなく、対面に近い状況で、参加者の表情や雰囲気を読み取れる状況にあったと言える。満足度が高くなったのは、ニュアンスを読み取れたという部分も大きいと推察される。「使い易い」と回答した教職員の中には、チャット機能で質問があった際に、他の参加者から「いいね」ボタンが押されていたのを見て、いいなと思ったという感想もあった。一方で、自身のPCで1人で事例検討に参加していた教職員の満足度は「どちらでもない」「使い易くない」と概ねが回答していた。これは参加者の表情が読み取れない中で、情報伝達の制約が生じ、チャットでの発言をしなかったことや発言するのに気後れしてしまったことが、その原因ではないかと言える。いずれにせよ、大なり小なり、教職員にとってチャット機能を使って Teams のオン

ライン会議に参加するというのは初めてであり、試行錯誤の中、遂行された戸惑いはあっただろうと推察された。

【事例提供者の感想】

ありがとうございました。

事例提供を通じて、参加していただいた先生方のご意見をいただけるという、大変貴重な経験ができました。所属キャンパス以外の SC、SSW、鶴養先生のご意見も事例に対する自分の見立ての幅を広げるきっかけを与えてくださいました。今回のような事例検討への参加を重ね、その中で多角的な見立てや視野を身につけていきたいと思いました。

② 対面でのケース会議

対面でのケース会議への参加者に、対面でのケース会議後、アンケート（巻末資料 2・3 参照）を実施した。5 段階評価での感想を表 10 に、発言のしやすさについての感想を表 11 に記載した。

表 10：対面でのケース会議に参加した感想

5.大変良い	4.良い	3.どちらでもない	2.良くない	1.大変良くない
10人	2人	1人	0人	0人

(合計 13 人)

参加者の感想は、概ね良好であった。「対面だと発言のタイミングがつかみやすかった」「対面だと議論が活発になると思う」との、遠隔ケース会議に比べ、参加しやすかったという感想につながった。今後の可能性について期待を寄せていた遠隔ケース会議と比べても、今回の対面のケース会議では事例検討やケース会議を活用したことがある教職員にとっては馴染みのあるものとして映ったと考える。

表 11：発言のしやすさについて感想

5.大変良い	4.良い	3.どちらでもない	2.良くない	1.大変良くない
6人	5人	0人	2人	0人

(合計 13 人)

発言のしやすさについては「大変良い」「良い」が 11 人、「良くない」が 2 人と意見が分かれたように見える。「良くない」と回答した 2 人の理由を見ると、今回初めてケース会議に参加し、かつ遠隔システムを利用した参加者が「オンラインだったため、現場の雰囲気かわからなかった。発言をしても相手の反応がわからないため、発言がしづらかった。」と回答していた。遠隔ケース会議における情報伝達の制約に関する感想であったと判断された。またもう 1 人は事例提供者で「私は事例提供者だったので、話す時間は長かったのですが、

一般の参加者であればなかなか発言は難しいのではないかと思います。理由は、時間が短いにもかかわらず参加者数が多かったことと、そのうち約半数が管理職であったことです。もう少し少ない人数で、もしくは1時間半くらいの時間で実施できればいいのではないかと思います。」と改善提案をいただいた。以上のことから、対面でのケース会議の発言のしやすさは、遠隔ケース会議と比較すると「大変良い」「良い」と感じる参加者が多くなり、情報伝達に制約を受けることが少ない方が、やはり活発な意見交換につながると考えられた。

【事例提供者の感想】

みなさんありがとうございます。当該生徒が来れなくなって、どうしたらいいだろうというのを担任の中でモヤモヤ考えていました。でも周りに助けを求めませんでした。事例を書く時にSCに初めて相談しました。どこからSCや他の先生に頼ればいいのか、わかっていなかったところがあったので対応が遅くなってしまったと思いました。今日は自分だったらこうするという話をいただけて、活かしていけるところがありました。

③ 遠隔ケース会議と対面でのケース会議の両方に参加した教職員の意見

両方のケース会議に参加した参加者の感想としては「遠隔ケース会議は、慣れれば、普通に発言もできるようになると思います」とする一方で「対面でのケース会議は、雰囲気を感じて発言することができるので発言しやすかったです」という意見があった。回を重ねる中で、参加者の人となりかわれば、ビデオ画面をオフにして表情が見えない相手でも、少しずつ発言はしやすくなるのだろうと推察される。しかしまだ経験したことがない教職員にケース会議、特に遠隔ケース会議に出席するという敷居を下げるには、視覚的な手掛かりがない中で、それを補う方法を検討できると望ましいと考える。「司会者が適宜、参加者を直接指名して発言してもらうような場面を作っていったほうがよいのかもしれない。回線の重さに支障なければ発言者だけは顔を映すというようなこともありか。」との改善提案もあった。

また「当校では両方をミックスした形で教員が参加することが相応しいと思いました。教員側の気持ちからして参加しやすくするためには、大小のケース会議を多く開いて、時間が空いたからちょっとweb参加してみようという気持ちにさせることが重要だと思います。」と通信制高等学校における教職員の物理的な距離を埋めるために、遠隔システムを用いるのが良いのではないかという意見も寄せられた。

前述の複数の改善提案を受け、教職員の負担軽減を目標に、これからもまだまだ遠隔ケース会議の開催方法には精査の必要性を感じた。

(4) SVR からのコメント

ケース会議後に開催された検討委員会内での SVR の発言を下記に記載する。

① SVR 日本女子大学 鶴養美昭名誉教授（心理士）からのコメント

心理職の行うケース会議（事例検討）は顕微鏡で見るくらいに細かいことの検討になります。遠隔ケース会議だと雰囲気も十分に伝わらなくなり、心理職が行うケース会議を遠隔で行うことはかなり難しいか。また、守秘義務を確保するというのも、かなり難しくなってしまうのではないかと思います。心理職が行うケース会議では、その人の内面の個人情報さらけ出すことになります。セキュリティを確保する方策をご存知の方は「できないことはない」というだろうが、やはりこの点は難しいと思いました。

今回、遠隔ケース会議を実施してみて、あずき第一高等学校の教員中心のケース会議では、心理職のケース会議と比べて、SSW も加わって関連機関とどう連携するかという具体的な検討も多くありました。教育の現場で、生徒や保護者との具体的現実的なやり取りに関しての検討であり、遠隔システムを用いていてもかなりイメージが湧きやすい印象がありました。そういう意味でセキュリティには万全を期しないといけないが、心理職のケース会議のような注意はそこまで必要ないと感じています。そこに参加する私や松岡先生のようなファシリテータ、教員の報告を聞いて、どういう可能性があるか経験から参考として申し上げて、それを聞かれた参加者の先生方が「それが関連しているかもしれない」というような形で、事例提供者の指導の可能性を広げて考えることができるでしょう。そういう事例提供者主体で、事例提供者がリラックスして臨めるようなやり方が教員中心のケース会議では望ましいが、リラックスできるような雰囲気を遠隔ケース会議で出していくのは難しいと思いました。しかし、回を重ねていけば、遠隔ケース会議は「キャンパスが色々遠いから致し方ないよね」「ケース会議に出してみても、いろいろ考えてみることでよかったですよ」という評判がたてば、色々なことが可能になっていくでしょう。

以上のことを踏まえると、SSW や担任の先生の働きを検討する際は有効であるが、生徒個人の内面的な病理を検討しないといけない時は対面でないと難しいかもしれないと考えます。よって、遠隔ケース会議と対面でのケース会議の二刀流で行けばいいのではないのでしょうか。遠隔ケース会議だと多くの先生の参加が可能となり、色々な機関の話もできます。大雑把に、しかししっかりとした援助計画の大筋を立てる目的の遠隔ケース会議と、内面をしっかりと見る小規模なきめの細かい対面でのケース会議とで、事例を検討する時、どちらの目的なのかを踏まえてケース会議を実施するのが良いでしょう。どちらの目的かわからない時は、事例が難しいということだから、両方をやってみたらいいのだと思う。そのような手ごたえを感じています。

② SVR 川村学園女子大学 松岡靖子講師（心理士）からのコメント

今回のケース会議は、事例提供者が「どうしたらいいんだろう」という、抱えていたモヤモヤを出す機会になったということに意義があったのではないかと思います。ケース会議終了後、参加者から「キャンパスごとに忙しくて、気になっている生徒の話を改めてする時間というのが取れなくなっている」という話がありました。先生方が教務関連とか事務作業とかを必死にやっておられて、日常的にはなかなかじっくりケースの話をすることが難しい状況があるかと思えます。事例提供者も誰にも言えないままでいたとおっしゃっていたので、「そういうのをこういうところ（ケース会議）で話していいんだよ」と伝えられたのも、あずさ第一高等学校にとって必要なことだと思えました。

また遠隔ケース会議にすることで、移動する必要がなくなり参加しやすくなった場合は、事例提供者の所属キャンパスのCP長も参加する、というのもいいのではないかと思います。CP長も参加することで、役割分担の話も具体的にできるといいと思えました。事例提供者のみの参加ですと、事例提供者はケース会議で意見を聞いて、それを持ち帰ったキャンパスで説明するという手順を踏む必要があるので、実行するまでのハードルが上がると感じました。事例提供者の所属キャンパスをSSWが回って遠隔ケース会議をしていけば、事例提供者とCP長とSCは同じ場所にいるので、ちょうどよいのではないかと思います。

（5）遠隔ケース会議の試みのまとめ

通信制高等学校では、キャンパスが各地にあり、一堂に会することが全日制高等学校に比べ容易ではない。SSWを導入することで、教職員の心理的な負担軽減につながらないかと考え、具体的な方法の1つとして、多職種連携を行うべく遠隔システムを取り入れた遠隔ケース会議を試みた。

実際に遠隔ケース会議を行ってみると、生徒の内面について話し合うような、例えば心理職同士で行う事例検討は、遠隔システムを用いてケース会議を行うことは雰囲気を感じ取りづらいため、当校に導入するのは難しく感じた。しかし生徒指導・支援のための校内資源の活用や教職員の役割分担が目的のケース会議であれば、具体性も高く、遠隔システムを用いたケース会議の有用性は高いと考えられた。遠隔ケース会議では、発言はチャット機能を使うという試みをしたが、チャットは気軽に使えるという利点もある。また、質問をすると返答があったり「いいね」ボタンが押されるなど周囲からの即時反応を得られるという点も、「自分だけでなく同じ考えの先生がいた」と知ることができるのではないかと指摘も、検討委員会内で挙がった。

一方、多職種によるケース会議に参加した教職員からは、「遠隔ケース会議」でも「対面でのケース会議」でも評価は高かったと言える。ケース会議という存在自体、当校では

目新しいものであったが、教員を中心とした遠隔ケース会議は、解決困難な問題を抱えている教職員にとって解決への糸口を見いだせたり、見立ての幅を広げられる機会につながったり、一定の成果を導くことができたと言えるだろう。

当校で遠隔ケース会議を導入する場合は、教職員がケース会議に慣れることはもちろんのこと、遠隔システムやチャット機能に慣れることなどが必要となってくるだろう。

そして上述のように遠隔ケース会議には適さないのではないかと考える事例検討もある。そのような場合は遠隔ケース会議だけに頼らず、対面でのケース会議も行い、生徒始動・支援をより強固なものとする必要性を感じた。

加えて、開催する側も、参加者の満足度をより高められるように、参加人数、時間の設定の他、遠隔システムを用いたゆえに生じる情報伝達の制約を補えるような工夫を行い、ケース会議に出席するという敷居を下げ、改善していく余地がまだ多くあると痛感した。

(6) 今後

当校では、ケース会議、多職種連携という考えがあまり浸透していなかったこともあり、「ケース会議」「事例検討」に参加してみようという教職員は限定され、少なかった。この状況から遠隔ケース会議の有用性周知を試みたが、ケース会議に参加した教職員からは概ね好評であった。これを検討委員会内で検討した結果、来年度は、まずはケース会議に参加して経験してみる機会を作る方向となった。その際には、SSW が事例提供者のいるキャンパスに訪問し、事例提供者、CP 長、SC がいる場所から、Teams を使って発信し、全キャンパスとつながる試みをしたい。そしてケース会議の開催数を重ねることで、全体の教職員に多職種によるケース会議の有用性を伝えることができればと考えた。

3-2 校内研修(SSW 研修)の報告

SSW 研修では1日を通して、SSW 進捗状況の報告や講話を聞き、教職員でディスカッションを行った。多職種連携や学校の役割について理解を深めた。前述した通り、毎年、退学者の中で「学校生活」や「経済的理由」を挙げる生徒が毎年10-15人いるが、昨年度はたった1人となった。その理由の検討も行った。

日 時：令和2年9月30日（水）10時～16時

場 所：国立オリンピック記念青少年総合センター センター棟 309 研修室

対象者：管理職と CP 長あるいは副 CP 長、希望した教員、SC、SSW

※コロナ感染症対策のため、対象を当初は全職員となっていたが、参加者を限定して研修が行われた。

スケジュール：表 12 のとおり。委託事業の成果報告と、新たに SSW を校内に配置し、より教職員の連携が意識できるような場とすることを目的にスケジュールは組み立てられた。



<写真 6：SSW 研修 鵜養先生講話>



<写真 7：SSW 研修 松岡先生講話>



<写真 8：ディスカッション 1>



<写真 9：ディスカッション 2>

表 12：研修のスケジュール

時間	内容	講師
10:00 ~ 10:30	SSW 関係	文科省委託事業 SSW
10:40 ~ 12:00	SSW 事例検討 (ディスカッション含む)	鵜養先生
12:00 ~ 13:00	休憩・昼食	
13:00 ~ 14:30	あずさ第一高等学校における 教員・SC・SSW の連携	松岡先生
14:40 ~ 16:00	班ごとにディスカッション・発表	鵜養先生 総括

はじめに、研修では、近年の経済的理由での退学者数と中途退学者総数の推移を紹介した(表 13)。昨年度(平成 31 年度)に行った文部科学省の委託事業では、この経済的な理由

で退学する者を1人でも減らすことを目的に事業遂行したが、早くも大きな成果を出すことができていた。

表 13：近年の経済的理由での退学者数と中途退学者総数の推移

	2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)	2018年度 (H30年度)	2019年度 (H31年度)
経済的理由 での退学者数	23	15	14	17	1
中途退学者 総数	179	151	182	170	148

(単位：人)

表 13 をみると、昨年度は全体的な中途退学者総数が減少していることがわかる。学校が行っている中途退学者数の理由内訳の調査では、『学業不振』や『学校生活・学業不適応』『病気・けが・死亡』などあるが、これも昨年度は減少傾向にあった。

研修内では、「もともとは経済的理由があって登校しづらくなり、そのままフェードアウトしてしまい、違う項目でカウントしている可能性はないか」との意見が出された。しかし、意欲減退ならば『学業不振』や『学校生活・学業不適応』を理由に挙げた中退者数が増加していることが考えられるが、減少している。また意欲減退で精神的な支障をきたした場合は『病気・けが・死亡』が増加する可能性があるが、そうではない。中退者の背景に経済的理由があった、とまでは言い切れなかった。

他にも、昨年度、経済的理由での退学者が1人となった理由は、学内資料で調査したもの、奨学金の利用者が増えたわけでもなかった。

以上のことから、経済的理由での退学者が大幅に減少した理由は、数字上、明確に示唆されるものはなかったし、SSW が何か社会資源を提供したことで退学者が大幅減少したということでもなかった。

となると、考えられるのは教職員の心理的な要因が挙げられる。昨年度に行った委託事業での全体研修では、「経済的な理由で中途退学者を1人でも減らしたい」「教職員の負担軽減を図りたい」という事業の意図を共有できていた。この目的意識を共有したことが日頃の教職員の姿勢にも影響があった可能性は考えられた。当校にとってSSWという未知の職種が導入されることは、目新しく、関心をひくものでもあった。もちろん、今まで教職員は日頃から生徒指導・支援の努力をしていた。しかし委託事業の目的意識を共有していたことで、教職員に影響を及ぼし、生徒に影響を及ぼした。経済的な理由で中途退学を検討した生徒に対して、中途退学を決めてしまう前に何某かの介入や支援を行い、それが経済的な困窮があ

ったとしても中途退学を未然に防げた可能性は考えられた。当校の教育方針の1つである、あたたかみあふれる「対面教育」が、生徒の学びたいというところを育んだのではないかと考えた。そのような生徒たちを発見し、SSW も介入することで、1人でも多くの生徒の力にならなければいけない。

【参加者の感想】

研修の最後に2、3キャンパスごとに分かれてディスカッションを行い、班を代表して「今日学んだこと」についての感想を披露した。その感想を逐語に起こし、KJ法を用いて分析を行った。その結果を下図1に示した。

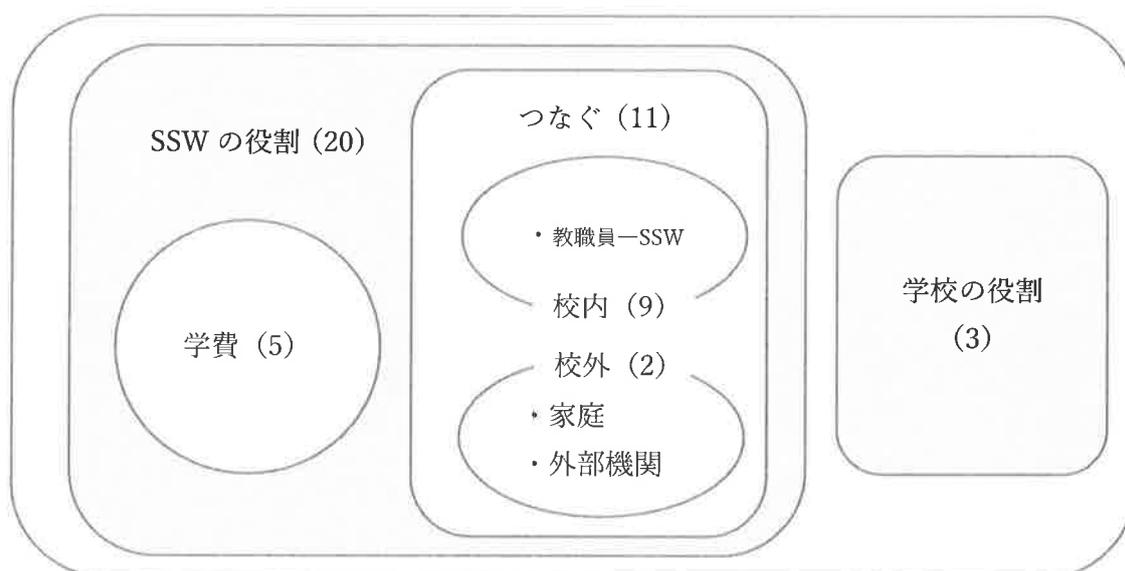


図1 今日学んだこと () はコメント数

校内研修において学んだことは、大きく分けて「学校の役割」と「SSW の役割」であった。学校として、通信制高等学校として、世の中から何が求められているかを把握し、その上で、我々の通信制高等学校では何ができるのかを考える機会となったと言えよう。

「学校の役割」として、学校の社会的役割を考えた時、「(当校は開講して15年目になるが) 生徒層、スタイル、生徒数も変わってきている」と振り返り、だからこそ「学校の果たす役割が時代によって変わってきている」との提言があった。

また「SSW の役割」として「SSW が入ることで、改めてチームプレイや連携の大切さを感じた」と校内連携に注目し、チーム学校についての感想を述べた教職員もいた。加えて「外部機関とつなぐのはなかなか難しい部分があった」と過去を想起し、「対子ども、対親子関係のところでもプラスに働いてくれることも期待できる」と校外連携を挙げ、「子どもに関与することは親子関係にも影響を与える」と話す教職員もいた。そして「今までは、学費未

納や障害などで、(勉学の継続を)諦めなければならなかった生徒が諦めなくていい可能性が出てきた」という期待を SSW の役割として挙げた教職員もいた。

【総 評】

校内研修の総括として、日本女子大学の鶴養名誉教授より総括を頂戴した。

今日の研修を聞いて「ただの仲間なんだ。SSW に相談していいんだ。」と思われたのではないかと思います。こんなに早くわかってくれるコミュニティ(学校)はないと思います。SSW って聞いて、最初はどんなことをやってくれるのか、と思うのは、教職の専門家としてとっても素直な反応です。研修を積むにしたがって、私とは僕とは違う専門性を持っていると知ったのだと思います。個性の違う専門家が集まって、1人の生徒に対して意見を出し合う。力を出し合って、チームを作っていく。そういう仲間を作っていく。この研修の企画だったと思います。仲間としてのSSWを確認することができた。教育コミュニティの中で一緒にやっぺいこう。1人1人の子どもの持っているニーズが見えてきた場合、そのニーズに合わせて作っていくにはどうしたらいいか、どういう風に子どもにわかってもらえるか、心理の意見を聞こうか。社会資源に何があるのか、こういうことも社会資源の1つか、こういうところで生徒も躓くのか…我々が生徒であったときは異なってきた中で、その子に合わせた社会をどう切り開いていくか。社会的な資源とのつながりについても考えることができた大変な状況に置かれている子どもたちにしっかり向き合っている。いろいろと情報共有して知恵を出し合って、という中で、すごいことにつながっていくと思います。柔軟に動けるような姿勢・態度を培っているということがありがたいことです。

3-3 SSW 依頼ルートの設定

チームとして複数の教職員が、一人の生徒に支援する場合、役割分担や進捗状況を明確に把握するために SSW 依頼ルートのシステム構築を試みた。

今年度当初から、実際に SSW に依頼があったケースは、問題解決に向けて速さを求められるケースも多いように感じていた。そのため巻末資料 4.5 のようなチラシと SSW 依頼書を作成した。依頼する教職員は、この SSW 依頼書に記入し、SSW が受理した日を相談受理日として介入を開始した。SSW は受理後の業務も、進捗状況を記入できる用紙を作成し、記入を行った。

これにより、チームとして複数の教職員が、一人の生徒に支援する場合、役割分担や進捗状況を明確に把握、共有することができるようになった。今まで担任として抱えていた生徒を、SSW に依頼することで明確に担任以外の職員が生徒を支えているという実感を持つことに役立てた。心理的負担の軽減に寄与できたと言えるだろう。また進捗状況を都度記録し

ていたことから、支援を見直す際にも、スピード感をもって正確に実行できたと考える。

3-4 危機管理体制（SSW）の構築

すでに存在している学校内での『危機管理マニュアル 学校安全計画』にある生徒の心身の悩みへの対応を行う際の、SSW のマニュアルを構築した。これにより、必要時 SSW も学校の教職員の一人として、危機管理に介入できることとなった。

3-5 支援依頼数

今年度、教職員から SSW に依頼された件数をまとめた（表 14）。今年度の 7 か月間だけで SSW に支援依頼があった件数は全部で 51 件であった（2020.9-2021.3.9）。通信制高等学校で SSW が導入された場合、どのような内容で支援要請がされる傾向にあったか、どのような時期に支援要請が増減したかなどを考察した。

表 14：今年度 7 か月間での支援依頼数（2020 年 9 月 1 日～2021 年 3 月 9 日 時点）

主訴	件数	主訴	件数
不登校	11	保護者との面接	4
学業不振 (知的障害疑、発達障害疑を含)	13	家庭状況の把握	6
いじめ	0	外部専門機関への同行	3
暴力・非行	1	外部ネットワークの構築	2
虐待(身体、心理、性、不レト)	6	社会資源に関する情報提供	15
学費滞納	15	外部専門機関との連携および調整	11
生徒との面接	2	その他	5

※主訴は重複してカウントしている

この表を見ると、「不登校」「学業不振」の他に、「学費滞納」「社会資源に関する情報提供」「外部専門機関との連携および調整」を主訴とした依頼件数が多かった。「社会資源に関する情報提供」の内訳をみると、障害福祉や生活福祉が大半である。また「外部専門機関との連携および調整」では精神科クリニック、子ども家庭支援センター、若者サポートステーション、就労移行支援事業など、日常生活の困り感から、進路支援まで同じ項目の中にカウントされているものの、幅広いものであった。また支援要請は SSW が本格的に導入された 9 月と、学費納入期日（年度内には 4 回の期日が設定されている）後の 10 月、1 月。そして進級がかかっていたり、卒業後の進路未決定者が出る 2、3 月も多かった。

文部科学省がスクールソーシャルワーカー活用事業を行う趣旨に“いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など、児童生徒の問題行動等については…（中略）…スクールソーシャルワーカーを活用し…（中略）…課題解決への対応を図っていくこととする。”としている。

しかし当校では、教員もカウンセリングマインドを学び、SCも常勤が5人配置されている等、生徒の心のケアへの配慮は手厚い。そのため「いじめ」「不登校」「暴力行為」「虐待」は担任やCP長、生徒指導部、SCが請け負う傾向にあった。今年度、上述のように文部科学省SSW活用事業の趣旨の例に挙がっている「いじめ」「不登校」「暴力行為」「虐待」といった主訴ではなく、「学費滞納」や「社会資源に関する情報提供」「外部専門機関との連携および調整」でSSWがより多く活用されたことは特徴的だと言えた。

「学費滞納」の悩みは、義務教育ではない高等学校という教育現場の特徴であり、「社会資源に関する情報提供」「外部専門機関との連携および調整」といった外部との連携での支援依頼の多さは私立学校の特徴でもあるだろう。公立学校であれば、同じ学校でなくても教育委員会や近隣の公立学校と連携をとっているので、社会資源に関する情報の共有がなされているところも多いと推察される。しかし私立学校はそれと異なり、地域の有益な情報が少なくなってしまう。生徒の居住地もまちまちである。また教職員が異動するとなると、市や県をまたぐことになり、地域の情報、自治体のサービスなども異なってくるため、情報収集も一からとなることが考えられる。教職員が生徒の置かれている環境や社会資源を把握することが本当に難しくなっている現状がある。

以上のことから、通信制高等学校でSSWを導入すると「学費」や「社会資源に関する情報提供」「外部専門機関との連携および調整」での教職員のニーズが多く寄せられる可能性が考えられた。

3-6 支援事例

*各事例は、個人情報保護と守秘義務、倫理的配慮を踏まえ、本人が特定できないように修正・加筆をしています。

事例① A子(17歳) 主訴：学費滞納、外部との連携

相談日 2020年10月上旬

生徒や家庭の様子	見立て・支援・考察
<ul style="list-style-type: none"> ● シングル家庭 ● 母はWワークをしているが、生活困窮しており、1年次初めから学費未納が続いている。 ● 母は貸付の相談について「時間がない」などの理由で借入は実現できず。 ● SSWより母へ架電。「これまで社協や教育委員会に相談していたが、実際に行動に移せていなかった」とのこと。SSWより相談を勧めていくことを提案、母は了承。 ● 学校の定期面談時、書類を持参。 ● 11月下旬に県給付型奨学金の支給あり、学費として納付。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 学校事務長より、奨学金の申請、母子家庭向け資金貸付等について提案。 ● 事務長、担任よりSSWへ相談依頼あり。 ● 市役所、福祉事務所へ相談。並行して、県(給付型奨学金、貸付型奨学金)、社協(緊急小口資金、総合支援資金)へ問い合わせ。 ● 県へ架電。貸付に母が難色を示していると情報提供あり。 ● 社協より入電。社協と福祉事務所で情報共有を行った。 ● 県へ架電。奨学金申請書類を学校へ送付してもらうよう依頼。 ● 社協へ架電。情報共有を行う。 ● 12月下旬に県の奨学金の推薦調査書が学校へ届き申請→1月末申請通り、学費が納入された

【SSWコメント】

本人自身は学校生活を意欲的に送ることができる生徒である。本人の学校に通いたい、学校を卒業したいという夢を、事務職員と母とSSWが協力することで実現に導いた。経済的な問題を、奨学金や福祉の力を借りることで問題解決を図ることができた。

生徒や家庭の様子	見立て・支援・考察
<ul style="list-style-type: none"> ● B子は外国籍で、5年前に来日。両親と妹(小学生)と生活。両親共に就労している。 ● 学費滞納。コロナの影響で父親は減収。母は突然解雇され、別のパートを始めた。 ● 学費分納あり。 ● B子とSC、SSWが面談。会話が噛み合わない、どもり、落ち着きの無さあり。 ● B子の授業中の様子を教室で観察。キョロキョロと周りを見ており、注意力散漫な様子。課題に取り組むが、文中からの抜き出しが不適切など、言語的な能力あるいは理解度に難しさあり。 ● 母より、「帰宅が遅い」「本人は部活だというが、学校を出た後、帰宅までの行動が気になる」との話あり。「本人のカバンから、本人所有とは思えない物が見つまっている」とのこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 10月上旬にSSWより事務長、担任へ支援申し出、支援依頼につながる。 ● 担任から母へ架電。生活困窮に加え、B子が何をしているか分からないとのこと。担任から、SSW介入して学費貸付について関係機関へ問い合わせを提案。 ● 事務長より、学費分納を提案 ● 利用可能な貸付について、居住地の社協へ相談。すでに、総合支援資金と緊急小口資金を申請済みとの返答を受ける。 ● 担任、SCと面談し、療育手帳の取得の可能性について話し合う。 ● 母と面談。担任、SC同席。 ● 担任から母へ連絡。母はすぐに更生相談所に申込を行った。12月に予約がとれたとのことをうかがう。

【SSWコメント】

この事例は現在も学費滞納が問題として残っている事例である。この生徒の場合は学校の教育的配慮の中で、学習の機会は保障されている。しかし今回は、担任、SC、SSWが連携したことで、母国での生活ではないということで様子見をしていた母が気になっていた様子にも目を向けることができた。特別児童扶養手当や障害者年金を受給できたとしたら、福祉の増進を図ることにつながるという可能性も導けたと言える。このことは現時点の本人の支援だけではなく、将来、学校を卒業した後の本人の助けとなると考える。

生徒や家庭の様子	見立て・支援・考察
<ul style="list-style-type: none"> ● 母子家庭。親子関係は良好。 ● 学費納入は遅れがち。 ● 奨学金返済のため、卒業後は就職希望。 ● 10月に一般企業採用試験を控えていた。面接練習の段階で精神的に不安定になり、採用試験受験を辞退。病院受診、内服薬の処方あり。 ● 体調はやや回復したが、登校できない。自分に自信が持てない、とのこと。 ● 奨学金返済、周囲の進路決定など、プレッシャーがあり苦しんでいる。 ● 12月下旬、焦燥感強く、内定が決まりかけた会社まで「毎日通えないかもしれない」という不安から、辞退を申し出てしまう。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 県教育委員会の高等学校奨学金（貸付）を一年次から利用。 ● 11月下旬、CP長より、ハローワークとは違う就労支援を探っていただきたいとの支援依頼。 ● 若者サポートステーションの利用をCP長へ提案。本人との面談設定を依頼。 ● 11月下旬、本人、CP長、SSWで面談。体調すぐれない様子。奨学金の返済を気にしているが、就職活動が進められない焦りもある様子。SSWより、サポートステーションについて説明。合わせて、奨学金の返済について、県に問い合わせを行い、本人に奨学金返還について得た情報を説明した。 (本人はサポステ利用を選択せず。) ● SCとSSWで心理状態の情報共有。 ● CP長より改めてサポステを本人に提案してもらう。→本人のサポステ利用希望が出たため、SSWが日程調整し同行する予定（2月）。

【SSW コメント】

現在も支援進行中の事例である。就職活動のため、色々な社会資源に目を向けているが、生徒本人の精神状態が不安定なことも影響し、なかなか前へ進めずにいる。就職という大きな目標を前に、本人が「自分とは何か」という点に立ち返り、自分の思いを大切に進めるように支援を続けていきたい。

生徒や家庭の様子	見立て・支援・考察
<ul style="list-style-type: none"> ● シングル家庭 ● 児童相談所で判定を受け、療育手帳を取得することができた ● 特別児童扶養手当を受給できたため奨学金を辞退した ● 4月上旬、保護者から「時機が来たらハローワークで手続きを行う方向。すでに市役所で福祉サービスを利用するための登録は済ませた」とSSWに連絡が入った ● 12月中旬、就労移行支援事業所への登録完了。 ● 保護者と就労移行支援事業所で障害者枠での求人を探す。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 2019年10月上旬、担任からSC、SSWへ相談。知的遅れの可能性を共有。担任経由で療育手帳の話を保護者にしてもらう。 ● 2020年1月、保護者了承の下、本人の能力を把握するため、SCが知能検査を実施 ● 3月、SCは所見を担任経由で保護者へ渡した。SSWは市役所で福祉サービス利用申請し就労移行支援事業の利用や、ハローワークでの障害者就労希望の登録を勧める手紙を、担任経由で保護者に渡した。 ● 2020年11月、SSWより担任に就活状況伺うと、担任も「民間求人サイトで探しているが、求人がない」とのこと。 ● SSWより担任経由で保護者に就労移行支援事業所との連携を再度提案し、了承される。 ● SSWから就労移行支援事業所に架電し、事業内容説明を受ける日程を調整。 ● 説明の場に同席したSCより就労移行支援事業所に、知能検査の結果から就労時の支援について説明。 ● 担任、SSWも職場見学時に同行し、無事実習へと進んだ。

【SSW コメント】

高等学校に入学して担任に指摘されるまで、保護者は本人の能力を疑いながらも、どのようにしていいかわからないと動けずにいた。就労移行支援事業所と担任、SSWが連携することで、保護者が本人への理解を深めていったというケースだろう。

生徒や家庭の様子	見立て・支援・考察
<ul style="list-style-type: none"> ● シングル家庭 ● 8月中旬、進路のことで親子喧嘩に発展。その際、親に「進学させるお金はない」「今の学校も辞めなさい」と言われたことに反発し、本人は家出をした。 ● 最初は野宿、その後は友だちの家を転々としていた ● 担任に「児相で保護してもらいたい」と希望を伝えた。 ● 所持金はわずか。親に内緒できょうだいに会い1万円をもらい、そのお金を登校時の交通費に充てていた。 ● 本人は担任、SC、SSW等に「友だちの家になりたい」「児相以外ではない民間シェルターで保護されるのは嫌だ」と訴える。 ● 本人の元気がなくなり、食事も全くとれなくなる。 ● 一時的に精神不安定になるものの、その後、安全な環境に身を置くことができ、体調が回復してきている。 ● 転校 	<ul style="list-style-type: none"> ● 担任、CP長で、生徒に家に帰り、保護者と話をするように説得した。 ● 担任より職員会議で家出をしていることが共有された。 ● 担任が児童相談所に相談、しかし、18歳になる目前だったので本人が求めているも保護の対象ではないと判断された。 ● 9月上旬、SSWとして何かできることはないかと、担任に申し出る。 ● SSWから本人や泊まらせてくれている友だちに状況の聞き取りを行う。 ● SSWより市の女性相談に架電。民間のシェルター、子どもの人権110番(弁護士)を紹介される。 ● 管理職が本人を説得し、管理職からSSWに連絡が入る。 ● SSWより子どもの人権110番に架電。保護の対象と判断され、民間シェルターに入所決定。 ● 以降、子どもの人権110番の弁護士が、保護者の説得を行ってくれることになった。

【SSW コメント】

自身の将来に悲観した本人が急激に体調不良となっていく中、SSW介入開始から終結まで2週間以内のスピード支援であった。保護者から協力が得られない中で本人を支援するという難しさもある中で、管理職はじめ教職員の連携、外部機関との連携で本人が本人らしさを取り戻せた事例であった。

生徒や家庭の様子	見立て・支援・考察
<ul style="list-style-type: none"> ● 母が外国人。本人と弟の3人家族。母は、工場勤務で夜間就労のこともある。 ● 離婚した父から養育費が支払われているが、母はこのお金を母国に送金していた様子。 ● 本人は礼儀正しく、真面目。 ● 10月中旬、本人と面談。困りごとはないか尋ねる。アパートの大家が助けてくれているとのこと。 ● SSWから大家へ連絡。本人と家庭の状況を伺う。母は国からの手当金に加え、本人がアルバイトで稼いだお金や小遣いまでも持って行ってしまうそう。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 2019年度当校へ入学したが、学費を一部のみ入金した後連絡とれず、2020年3月末に除籍となった。 ● 2020年10月再入学。2021年3月までの学費は全額納入済。 ● SSWより大家へ架電。家庭の状況を伺う。今後、変化が見られたときなどに学校へ連絡していただくよう依頼。快諾される。 ● SSWから子どもの人権110番へ相談。本人の状況は経済的虐待に該当か。児童相談所へ「相談」するのが良いのでは、との助言いただく。 ● CP長と上記、情報共有。 本年度の学費は納入済。本人の生活面・学習面について現況問題なさそうであることを確認。現時点で児相への相談は不要と判断。 今後、本人の小遣いやアルバイト代の自己管理など、周囲の大人（先生方、大家）が助言し、将来的な自立に向けたサポートをしていくことで合意。また、困りごとなどを気軽に相談できるよう、本人との信頼関係の構築を目指す。

【SSW コメント】生徒は当初、家庭の事情を担任やSSWに話さず、誰にも相談していない状況であった。子どもの学びたいという意思を擁護し、アルバイト代を自己管理する術など、生きる力を身につけ将来につなげられるよう今後も見守り、支援を行いたい。

3-7 実際にSSWと連携した教職員の感想

昨年度、今年度とSSWと連携した経験をもつ教職員の一部から感想を聴取し、支援の効果を検証した。また文部科学省から委託された経費で新たに採用されたSSWに、通信制高等学校にSSWとして従事することについて振り返ってもらい、今後の支援の可能性についても考察を行った。

※個人情報保護の観点から、一部加筆修正を行い、教職員の名前も伏せる。

最初に、SSWと連携した教職員からの感想を掲載する。

・A先生（教員）より 「個別支援（学費未納）」について

今年度、SSWの先生方には学費の支払いが困難な生徒・保護者について、ご相談させていただきました。

これまで学費滞納については事務と連携し、分割等の措置で対応してきましたが、そこには限界があり、未払いのまま退学になる生徒も少なくありませんでした。今年度はSSWの先生に市のワーカーと連絡をとっていただいたり、これまではできていなかった行政との連携が可能になりました。教員・事務だけでは提案できなかった助成金等も教えていただき、学費面で苦勞する生徒をこれまでより救えるのではないかと思います。

様々なケースを相談することができるSSWの先生方を大変心強く感じています。今後ともよろしく願いいたします。

・B先生（教員）より 「個別支援（虐待）」について

昨年度「除籍」（学費未納）となった生徒についてですが、年度途中で突然、アパートの大家さんと学校へ来ました。CP長が事情を尋ねたところ、学費が未納状態であったことを本人は知らず、学校からの通知もみていなかったそうです。

両親は離婚し、現在は母親（外国人）らと生活をしています。実父は毎月養育費を入れているようですが使途不明。また、昨年度は本人のアルバイト代も母親の口座に入金させていたそうです。加えて、母親は日本語を話すことはできても、文書を読むことはできないため、学費未納に関する連絡や、除籍勧告の文書を読むこともせずにいたようです。

このことをSSWの先生にお話したところ一種の「虐待」にもなってしまうとのことでした。

本人の希望としてはしばらく見守っていてほしいとのことでしたが、すでに市の方とも連携をし、何かあったときにはいつでも大人が助けられる態勢をとっています。SSWの先生には様々なご提案をしていただき、できるだけ多くの生徒が安心して学校生活を送れるような環境づくりが、今後更にできるようになるのではないかと考えています。

・C先生（SC）より 「個別支援（外部専門機関との連携）」について

① 利点

- ・自分だけでは知りえることができなかった情報を手に入れることができた。
- ・今後の支援に役立つような、異なる視点からのアドバイスをいただいた。
- ・まだ依頼はしていないが、家庭に介入していただければ支援の幅が広がると思う。

② 懸念点

- ・私自身が複数のキャンパスを移動しており、SSWも出勤日数が限られていた。そのため、SSWと連絡を取った際に該当生徒が在籍しているキャンパスで勤務していたことがほぼないため、対応が滞ってしまうことがあった。毎日同じキャンパスに出勤している教職員と連携した方が早い対応が可能だと思った。

・D先生（事務職員）より 「個別支援（学費未納）」について

県や社会福祉に、お電話していただき、家庭状況に適した借り入れ等を調べていただき提案していただきました。また借り入れの進捗状況を県や社会福祉に細かく確認していただきました。

事務では未経験の内容が多々ありましたので勉強になりました。

本来なら、進級が危うくなるであろう生徒でしたので、SSWと連携させていただいたことによりそれを回避することができました。

保護者も自身で手続きを進められない方だったので、かなり頼りにしている様子でした。

今後もSSWと連携させていただくことにより、経済的な理由で止むを得ず退学ということが回避されると大いに期待できます。

・E先生（管理職）より 「個別支援（心理的虐待・非行）」について

今回SSWが介入した生徒には、保護者の心理的虐待があった。母親は死亡して不在であり父親は精神的支柱を無くしている家庭であった。父親は時々飲酒をしては女子生徒に当たり、実際に児童相談所に保護されたこともあった。担任も何度か電話で父親から酷い言葉を言われていた。

このような家庭環境であったが、女子生徒も3年生になり、卒業後は進学を目指していたが、父親と進学のことでも口論になり、家出をしてしまった。当初は公園での野宿やクラスメイトの家を転々としていたが、友達に迷惑を掛けられないが泊まる場所も無いと相談にきたため、何とか寝泊りできる場所を確保する必要からSSWに相談した。その中で学校としては、何といても保護者は父親なので、家に戻って父親とよく話し、学校に通うよう説得したが、家には帰らないという決心は固かった。父親も学費は払わないと言い、家に置いてきた教科書等も捨ててしまった。父娘の間は断絶状態となってしまう、結果、女子生徒は学費が払えないために学校を退学になった。
(次頁につづく)

しかし SSW が手を尽くし、弁護士会を通して一時保護施設に入所出来、学校は父親にそのことを報告、連絡は弁護士を通すことになった旨を伝え、父親もそれを受け入れ落ち着いた。また女子生徒は通信制高校に編入学し、アルバイトをしながら生活費を稼ぎ、将来の夢のためにとその一歩を踏み出している。今まで父親の言う通りにしか出来なかったが、自由になれたことから力強く自立した生活を送っている。

・F先生（教員）より 「遠隔ケース会議」について

様々な立場と経験を持つ先生方の見方を触れることができ、勉強になりました。

遠隔ケース会議の場合、会議メンバーがお互いに人となり分かっている（＝信頼関係が相互に既に築かれている）のであれば、物理的な距離を飛び越えてできるので非常に有意義だと感じますが、その前提条件が満たされていない場合は、言葉の受け方や響き方が人によって大きく変わってしまうことと、何より、事例提供者がどのように受け取ったかを推し量りづらいのではないかと感じました。

それは勿論、一般企業でのリモート会議でも同種なことかとも思いますが、生徒と保護者の機微を扱うことが多いのでより顕著になるのではと改めて思いました。

・G先生（教員）より 「ケース会議」について

まず、ケース会議を通してわかったことを2点述べる。

1点目は、ケース会議の重要性を強く感じた。ケース会議にて情報を広く共有し、様々な意見を取り入れることで問題の解決が望める。加えて、新任または経験年数が浅い教員においては、一人で解決できない問題を相談できる場として活用できる。

2点目は、ケース会議を通して、水面下で問題を抱えている生徒の発見が望めることである。些細な兆候を情報共有することで問題を抱えている生徒を把握し、適切な支援を行うことができる。

しかし、ケース会議への参加者が限定的であったことを残念に感じている。私は、その理由を、教員自身が SSW を導入することで得られる成果を身近に感じられていないため、ケース会議への参加が消極的なのではないかと考えた。当校が SSW の導入を先進的に取り組むという方針が出されているにも関わらず教員の姿勢がこのようでは、検討委員会が望む成果を十分得られていないのではないだろうか。このような課題を解決し、盤石な土台作りをするためにも、ケース会議のその成果を全体に共有してはいかがだろうか。それを見た教員は、SSW 導入による成果を身近に感じ、担任している生徒や家庭への支援に SSW を役立てることが分かるはずである。それによってケース会議の参加者も増大し、事例の提供も増加するであろう。

・H先生（教員）より 「SSW 導入への期待」について

1点目：教員ではできない支援を行えることである。教員とは言え、生徒や家庭にできる支援は限定的であることから、SSW を通して必要な支援を行うことで生徒や家庭がおかれた環境に働きかけ、その改善を図ることができる。個人としては、当校に在学している不登校の生徒が、SSW の支援によって退学という選択をせずに登校できるようになることなどを期待したい。

2点目：SSW だからこそ得られる情報の期待ができる。学校では把握できない生徒や家庭の情報があると考え、第三者的立場である SSW が介入することで得られる情報があるのではないかと。その情報が、必要な支援の糸口になることも考えられる。

SSW が生徒にとって社会との繋がりを守る必要不可欠な存在であると考えるとともに、当校の SSW 支援体制の発展のために更に協力をしていく所存である。

・I先生（教員）より 「SSW 導入への期待」について

- ・ 担任の行き届かない部分の対応をしていただける。
キャンパスと公的機関等が連携をとれるよう、間で調整をしてくださっている。
今後もお力添えいただきたい生徒がたくさんいます。
- ・ ここ数年、退学率が十分減らなくなっている。担任だけのフォローだけでは効果が出にくくなっており、SSW にご担当いただきたい業務も増えてきている。
- ・ 説明会でも活動の一部を紹介しているが、来校者の反応はとても良い。
あずさは生徒や家庭の問題に積極的に取り組んでいるという印象を与えることになり、個別相談で質問がでることもある。
- ・ 継続して結果を残すことで、あずさとして大きな付加価値となるのではないのでしょうか。

また、当校と技能連携をしている、野田鎌田学園高等専修学校 副校長 宮川秀治先生より「個別支援（障害）」についてと、SSW 支援体制についてコメントをいただいた。

全国の高等専修学校が受け入れる生徒の約 2 割程度は、知的障がいや発達障がい、不登校などの、自立に向けて何らかの支援を必要とする者が在籍していると聞く。当校においてもそのような傾向はあり、専修学校の本来の目的である「職業若しくは实际生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図る」を円滑に実践するには、様々な問題が山積している現実がある。

また、生徒たちの家庭環境も昔とは大きく変容し、外国人やひとり親家庭、ネグレクト等枚挙にいとまがない。そういった多種多様な背景を持った生徒たちを指導する教員への精神的負担は増大の一步をたどる傾向にあり、離職や鬱病などの大きな要因として社会問題にもなっている。特に、若く経験値の乏しい教員は、そういった生徒に対してどのように対応しているのかわからず、日々暗中模索といった状況である。

この度の SSW の導入は、そういった悩みを持つ教員への大きな助け舟となり、心的ストレスの緩和、業務の円滑な遂行にも大きく貢献するものと思われる。また、担任だけでは困難であった障がいを持った生徒の就労支援など、メリットは多岐にわたるものと期待される。

今年度、私の受け持った生徒にも知的障がいを持った者がおり、3 年間をかけて、手帳取得に向けた保護者へのアプローチおよび就職活動を行ってきた。その際、これまでに多少なりともそのような特徴を持つ生徒との関わりはあったので、感覚的には指導してこれた。しかし、やはり経験不足やノウハウの少なさから就職活動は困難を極めた。そんな折、当校在籍の SSW の専門的な力を借りることにより、私自身のメンタルケア、並びに保護者と当該生徒が安心して進路選択を進めることができ、結果、就職の目途も立った。

今後、学校全体で教員と SSW の連携システムを構築していくことで、ハンディキャップを持った生徒および家庭、並びにそういった生徒を受け持つ教員のアシスト役として、一人でも多くの生徒の将来に向けて貢献するものと確信する。

寄せられた教職員の感想としては、改善すべき検討事項も認められるものの、概ね好評であった。一定の支援効果があったと言って良いだろう。本格的に SSW を活用できるようになってから日が浅いにもかかわらず、生徒のために新しい次の一手を選択して下さった教職員に感謝したい。感想には、新しく社会福祉の分野を開拓したという成果だけでなく、生徒が個別支援を受けたことでの今後に対しての SSW への期待も含まれている。SSW が通信制高等学校でどのようなことを成せるかというのもまだまだ未知数であるが、遠隔ケース会議などで SSW の役割を伝える機会を持てたことも、教職員が SSW への期待を寄せる一助となっていたと言える。

また、検討委員会などでの検討を経て、下記のように2点を改善することとした。

●遠隔ケース会議

来年度からは事例提供者のいるキャンパスにSSWが出張し、CP長やSCなどが同席の下でTeamsを用いて各キャンパスに発信したいと考えることができた。まだ慣れない中で遠隔ケース会議を行う場合は、事例提供者やSVR、司会者、SSWが各地にいる状況で行うのではなく、必要最低限のメンバーが同じ場にいる状況で、顔を見合わせ、雰囲気を読み取りながら実施できることが望ましい。

●個別支援

急を要する依頼については、命の危機がある緊急ケースの他、早く問題解決すべきケースへの配慮が必要であることもわかった。依頼を受ける際に、SSW側がトリアージを付けていたが、依頼者から回答期限の聴取も必要であったと反省する。依頼者とSSWのイメージのすり合わせをすることで迅速な生徒支援を行いたい。

最後に、当校専任のSSWとして、今年度途中から採用された池原SSWから感想を掲載する。

池原SSWより 「通信制高等学校のSSWとして入職して」

SSWとして活動を始める前は、学校におけるソーシャルワークの主訴は、いじめや不登校、あるいは児童虐待が大多数であるだろうと推測していた。

あずき第一高等学校へ入職し、実際に相談依頼を受け始めると、相談の主訴はいじめや不登校というよりはむしろ、学費や生活に関する課題が多く、内容も多様であり、複雑さ、困難さが共通して存在していることを痛感した。主訴を切り口とし、背景に家庭の機能不全、複雑な生育歴、精神障害、知的・発達障害など、さまざまな要素が入り組んでいる。主訴の課題支援に取り組む前に、整えるべき環境や要素が存在しているケースがほとんどである。

社会的な経験や知識が未熟な10代の生徒たちは、その多くが自らや家庭の困りごとを周囲の大人に相談する術を知らず、困っていると声を上げることすらも難しいのが現状である。SSWとして、目先の課題の解決だけではなく、本人と家庭全体を見る眼を失わず、さまざまな社会資源を発掘・活用し、支援を進めていきたいと考える。生徒たちが生きる力を身につけ、目標を持ち、社会に歩み出すことができるよう、彼らの権利を擁護し、成長を支えていきたいと強く思う。

学校で援助職として従事するには、上述のSSWのコメントにあるように、主訴を皮切りに様々な問題が絡まっており、鋭い見立てが求められる。1人の生徒の問題を聴取した

時に、ただどのような環境下におかれ、どのような支援者がいるのかを聴取するだけでなく、本当は何に困っていて、どんな支援があれば生徒が自立の方向に向かうのか、問題の背景を見立てられなければ方略は立てられない。そして、援助職、特に SSW として従事するならば、この生徒が抱える問題の本質を探るスキルに加え、関係機関との連携が必須になってくる。通信制高等学校は各地にキャンパスがあるため、生徒の居住地も各地に散っている。その各地の施設やサービス内容は自治体によって異なるので、情報収集も広域に渡る。

総じて、通信制高等学校に SSW を導入した場合、幅広い教育的で社会福祉的な知識と、広域にわたる関係機関との連携が必須となると言える。

今後は、当校での支援実績を重ねつつ、それらを事例としてまとめることで、経験の幅を広げることに役立てたい。また、PC 内の共有フォルダに「SSW」というフォルダを作成し、その中に事例をパスワード付で掲載したい。教職員や SSW が求めれば、共有フォルダ内で、現在抱えている事例と同じような事例に出会い、その事例の経過や結果を知ることができ、汎用することができるのではないかと考えた。知識の共有を PC 内でできることで、より迅速に生徒の問題解決に向けて社会福祉的な働きができる。現在、当校には 2,700 人を超える生徒に対し、SSW の配置が足りていない状況でもあるため、各キャンパス内に SSW 的役割をする教職員を育成する目的でも資料を有効活用できるのではないかと考えた。

3-8 教職員の SSW の捉え方についての質問紙調査

次年度以降、より SSW 体制を構築するために、学校全体の教職員に認知度や期待についての意見をアンケートにて募った。

アンケート方法：

実施期間：2021 年 2 月 12 日（金）～20 日（土）

対象：あずき第一高等学校全教職員 93 人

提出：メールにアンケート用紙を添付し SSW まで送付

アンケート結果：

回答者数は 57 人であり、回収率は 61% だった。

内容については、SSW への認知度は非常に高く、回答者の全員が SSW が当校に配置されていることを認識していた（表 15）。しかし、表 16 に示すように、その SSW の業務内容となると「よく説明できる」「だいたい説明できる」が 40 人、「あまり説明できない」「全く説

明できない」が18人だった。SSWと今後連携してみたいかを問う設問（表17）では、Noを回答した教職員は0人で、「わからない」と回答した教職員は11人だった。「あまり説明できない」「全く説明できない」と回答した教職員が、今後のSSWとの連携に「わからない」としていた。

また、ケース会議については、今年度2回開催したのを知っていたのは50人、知らなかったのは7人であった（表18）。またケース会議への参加を希望する教職員は39人、参加を希望しない教職員は12人であった（表19）。参加を希望しない理由として「業務が忙しい」を挙げた教職員が多く、他、「ケース会議の必要性を感じない」「ケース会議に参加すると、どんなメリットがあるか知らない」「生徒対応に困ることはない」「事務職員なので」とした教職員もいた。

以下、アンケート結果を表にまとめる。

- ① SSWがあずさ第一高等学校には配置されていることをご存知ですか？

表15：SSW配置についての教職員の認知度

Yes	No
57	0

（単位：人）

- ② SSWの業務について、生徒や保護者に説明ができますか？

表16：SSWの業務内容

よく説明できる	だいたい説明できる	あまり説明できない	全く説明できない
6	33	17	1

（単位：人）

- ③ SSWと今後連携してみたいですか？

表17：SSWとの連携希望

Yes	No	わからない
46	0	11

（単位：人）

- ④ ケース会議が今年度2回開催されたのをご存知でしたか？

表18：ケース会議の認知度

Yes	No
50	7

（単位：人）

⑤ ケース会議に参加したいですか？

表 19：ケース会議への参加希望

Yes	No	未回答など
39	12	6

(単位：人)

アンケート考察：

アンケートの実施期間は1週間であったものの、回収率は61%と高く、多くの教職員の協力を得た。

今年度は新型コロナウイルスの流行により、2か月以上の休業指示がだされたり、密を避けるために教職員全員が会する職員研修が開催できなかつたりと、SSWの存在、役割等を周知徹底するためには難しい1年だったと言える。SSWとしては、電子回覧板 Groupware を用いて、SSWリーフレット(巻末資料5)を回覧し、SSWの業務について説明を行ったり、ケース会議の案内(巻末資料4)を行ったりした。また全体での職員研修は上記の理由で開催できなかつたが、ソーシャルディスタンスを確保しながら一部の教職員(CP長あるいは副CP長、SC、その他希望する教職員)での職員研修の際にSSWへの理解を深める研修を行うことができた。この結果もあり、表15に示す通り、SSWが当校に配置されていることは、アンケートに回答した全員が認知できていた。しかしやはり回覧板で、しかも電子回覧板でのSSWの業務内容の周知になったために、情報が回覧板上にあるという安心感も起こり、添付されている資料まで隅々みることは興味がないと行わないし、忙しいと「あとで見よう」という気持ちになってしまう、電子回覧板のデメリットが生じたと考える。表16のようにSSWの業務内容を生徒や保護者に説明できるか、という設問では、アンケートへの回答があつた教職員の中でも「あまり説明できない」「全く説明できない」が18人、回答者の中でも32%を占めた。約3割の教職員が説明する際に、説明できないのではないかという不安を感じており、アンケートへの回答をされなかつた教職員を含めると、まだ多くの教職員が“SSWがいるのは知っているけれど、何をしてくれる人か知らない”という状況である可能性が高い。今年度からSSWが当校の中でどのような業務を行えるかを打ち出したが、その周知はまだ徹底できていないと言える。このような中でも、SSWの存在を知り、連携してみたいと希望する教職員は表17のとおり46人と高く、SSWへの期待値は一定数認められた。

また多職種が参加してのケース会議は、11月と1月に開催されたのもあり、教職員の記憶にも新しいものとなつたのではないか。表18のようにケース会議が2回開催されたことを知つていた教職員は50人と多かつた。今回、回答のなかつた教職員のことを踏まえ、ケース会議が開催されたことは記憶に残つている教職員も多くいたと言える。実際、今年度に行われたケース会議は3-1遠隔ケース会議で示したように、参加者は希

望性だったもののメンバーは2回ともほぼ同じで、参加メンバーは固定されてしまっていた。今回のアンケートでは、ケース会議に参加したいかを問う設問では、39人が参加希望と回答している（表19）ことから、今後、機会があれば参加者は増える可能性は考えられる。またケース会議に参加したくないと回答した教職員の中でも「ケース会議に参加すると、どんなメリットがあるのか知らない」ことを理由に挙げた教職員もいたことから、今後のSSWの周知活動の如何によっては参加を希望するか否かの意見を変える教職員もいる可能性が考えられる。また同様に、「業務が忙しい」とのことでケース会議に参加したくないとした教職員も、よりケース会議の有用性について認識できれば、多忙な業務の合間を縫っても参加を希望する教職員が増えるかもしれない。多職種によるケース会議の可能性を感じられた。

3-9 通信制高等学校におけるSSWの配置形態

通信制高等学校にSSWが導入された場合「配置型」と「巡回型」の両方のメリットの多くをカバーできている「中間型」となるが、このことについて考察を深める。

- ※ 配置型：特定の学校にSSWを配置する
- ※ 巡回型：SSWを教育委員会に配置し、複数校を定期的に巡回する
- ※ 中間型：SSWを当校に配置し、複数キャンパスを定期的に巡回することを想定

昨年度から今年度にかけて「中間型」SSWとして当校で活動した際には、以下のメリットとデメリットが考えられた。

【メリット】

- ・ Teams、電話、メールを用いて、多くのキャンパスを効率的に支援できる
- ・ キャンパスへの間接的な支援が中心となり、キャンパス主体の支援体制や教育相談体制の構築に有効である
- ・ 多くのキャンパスを支援することで、学校支援体制の統一化が期待できる
- ・ 回数や頻度に限界があるものの、生徒や保護者がSSWに直接相談を行うこともできる
- ・ 教職員や保護者との信頼関係を構築しやすい
- ・ キャンパスの抱える課題、支援ニーズを把握できる
- ・ 多様な情報が得やすい
- ・ 学校内のチーム支援体制の構築しやすい
- ・ 迅速に支援を行いやすい

【デメリット】

- ・巡回に限界があり、同じ学校の教職員と言えど、顔を合わせる機会は少ないため、信頼構築に時間を要する可能性がある
- ・SSWは学校に配置され、キャンパスに常駐しているわけではないので、キャンパスが抱える課題や支援ニーズの把握が十分でないまま対応することもある
- ・短期間で適切な見立てと援助が求められる
- ・キャンパスの理解が不十分な場合、必要な相談依頼がSSWに届かない

今後は、このデメリットをできるだけ少なくするような対処が求められていると考える。来年度は定期的にSSWの巡回を実施する予定である。キャンパスが各地にあるため、巡回の頻度は高く設定できない可能性が高い。しかし巡回の頻度が高くなくとも、同じ学校の教職員として、何回か巡回しているうちに信頼関係が構築できるだろうと推察されるため、ある程度は時間が解決する問題なのかもしれない。キャンパスが抱えているニーズ把握の難しさなども、巡回を重ね、またケース会議を開催する中で解消される方向に行くだろう。ただ生徒の問題は待たないで出現するので、都度、迅速にかつ丁寧に教職員で連携し、生徒の臨む方向に善処したいと考える。

4 今後の課題

今年度はコロナ禍のため、SSWの周知徹底、活動に制限がかけられた1年であった。しかしこのような中で教職員の協力を得ることができ、SSWの認知度は高く、実際にSSW支援依頼も約半年間で50件を超えた。3-6支援事例にも掲載したように、通信制高等学校で顕著な増加が認められるとされる、特別な支援を要する生徒、外国人生徒、経済的な困難を抱える生徒や非行・犯罪歴を有する生徒等への支援も一定の成果が認められた。

しかしその一方で、教職員全員に対して行ったアンケート結果では、SSWの業務内容について「あまり説明できない」と回答する教職員も回答者数の30%を占めており、SSWについての周知徹底がなされていない。加えて、ケース会議についても「ケース会議に参加すると、どんなメリットがあるか知らない」のでケース会議に参加希望しないとする教職員もいた。

これらのことから、改善に向けて、次の3点を実行したい。

① SSW 事例集の作成

教職員に向けた SSW についての広報活動を行う必要性を感じた。まずは教職員に支給されている PC 内にある共有フォルダ内に「SSW」のフォルダを作成し、その中に本成果報告書に掲載した事例報告を踏まえた事例集を掲載したいと考える。この共有フォルダが PC 内にあれば、生徒支援で解決困難さを感じた時、このフォルダ内の事例からヒントを得ることができるかもしれないし、SSW に意見を求めるということに対し敷居も下がる可能性が高まる。

② 巡回訪問

今年度は新型コロナウイルスの流行もあり、巡回訪問ができなかったが、いずれは巡回を開始したい。何回か顔を見て、話す様子を見ることができれば、最初は SSW に興味関心がなくても次第に良い印象となってくる単純接触効果も呼び起こすことも可能だろう。

③ ケース会議開催数の増加や遠隔ケース会議での開催の工夫

今年度は 2 回に限定されたが、来年度は可能な範囲で複数回のケース会議を実施したいと考える。開催数を増やせば、教職員も参加しやすくなるかもしれない。特に、遠隔システムを用いた遠隔ケース会議も実施し、遠隔システムの利用や画面越しに話を聞くこと、チャットで質問することにも慣れる機会を作っていくことが望ましいと考える。また情報伝達の制限を補うために、人数や日程の調整などの工夫も求められる。

5 まとめ

5-1 遠隔ケース会議

今回の委託事業では、ケース会議に遠隔システムとして Teams を用いて遠隔ケース会議を試みた。手ごたえとしては、対面でなくとも遠隔ケース会議は情報共有は可能である。メリットとして、何より移動時間の必要がなく、忙しい教職員にとって、業務を調整しなければならぬ事柄も少なくなるのは非常に良い点であると言える。しかし、内面の病理的な検討をする場合は、遠隔システムを用いると、機微が読み取れないという懸念や、個人情報保護という観点での難しさが認められた。そのためケース会議を行う際は、遠隔ケース会議だけでなく、対面でのケース会議も開催されると良いという結論に至った。どのような目的でケース会議を行いたいかで、遠隔ケース会議か対面でのケース会議かを選択できると、より有効な支援を行うことができるだろう。

加えて、参加者同士の雰囲気を読み取れないことによる安全な場ではないのではないかという不安が、遠隔ケース会議に慣れていく中ではネックになると考える。そのため、対面でのケース会議のよう全員が1か所に集まらなくとも、事例提供者はCP長とSC、SSWと同じ場所で遠隔ケース会議に参加することも良いだろう。

他にも、今回のケース会議でも同じキャンパスの職員が同じ部屋に集まって1台のPCを共有するというやり方でも良いだろうし、遠隔ケース会議の参加者が近隣のキャンパスで集まり、全体としてはTeamsでつながるといった、半遠隔ケース会議も有効かもしれないと考える。PC画面に映し出されている司会者やSVRが肯定的な意見を述べるのはもちろんのこと、意見交換時には司会者が発言者を指定する工夫、リラックスできる場の設定も大切になってくるだろう。

いずれにせよ、情報伝達の制限がある中であっても安心できる場だとケース会議参加者が思えることが、ケース会議への参加者の増加につながっていくだろうと考える。またケース会議自体に慣れること、遠隔システムに慣れることも、ケース会議への参加者の増加につながっていくだろうと考える。

5-2 通信制高等学校におけるSSW支援体制の構築

私立の通信制高等学校である当校でSSWを導入すると「いじめ」や「不登校」といった問題よりも、学費未納といった「経済的な問題」や、「特別な支援を要する問題」でSSWへの支援依頼が多い。この「経済的な問題」や「特別な支援を要する問題」で問題を解決するために「外部との連携」もニーズとして同時に上がってくる傾向があった。これに連動して、SSWへの依頼のタイミングは、学費納入時期であったり、前期後期の単位取得や進学就職のタイミングでの依頼が増えていた。年度当初はそれぞれ対応しながら様子を見ていた教職員も、次の一手を使うべく行動を起こすのが年度後半になってくる、とも言える。

また「中間型」SSWは「配置型」と「巡回型」の両方のメリットの多くをカバーすることができるのではないかと考えるが、デメリットも認められ（P39参照）、実際にSSWが導入される場合は、そのデメリットに注意して活動を行っていかないとならない。

5-3 検討委員会メンバーより

教員に求められること、期待されることが複雑化されているだけでなく、当校では多様なニーズを抱えた生徒を受け入れています。そのため、開校当初から専任の SC を配置するだけでなく、全教職員がカウンセリングマインドを会得すべく継続して研修を重ねてきました。教務的なサポート、心理的なサポートだけでは支えきれない、福祉的なサポートを必要としていた時に、今事業と出会うことができました。2名の SSW が計画的に実践していく中で、教員との連携がうまく取れて、結果も現れてきました。広域通信制高校での実践はキャンパスが離れていること、福祉的資源が多岐にわたることなど、難しさもありました。実践していく中で、あずさオリジナルのオンラインを併用したケース会議の導入には大きなヒントが隠れていると思いました。引き続き、あずさ独自の SSW の在り方を模索していき、1人でも多くの生徒の支えになればと思います。

あずさ第一高等学校 副校長 尾崎圭

高等学校通信教育の質保証は、生徒の多様な学習ニーズへの対応とともに、当校にとって大きな課題です。

そもそも、生徒の学びに向かう力を育成するためには、学習環境として生徒へ様々な支援をしていく必要があるのが現実です。

一つは、学習面の支援で、通信制のシステムを生徒が、いかによく理解し活用していくかは、担任や各教科の教員が担当できる領域です。

様々な心理的な支援は、当校では、複数配置された SC（臨床心理士・公認心理師）が中心となっていました。

今回、文科省の委託事業を契機に、SSW（精神保健福祉士あるいは社会福祉士）による福祉的支援を開始できることになりました。

調査研究からの一番の成果と考えられるのは、生徒のニーズとして「経済的な問題」や「特別な支援を要する問題」が多く、「外部との連携」を必要とする傾向が現存していることの把握だったと感じます。この部分は、まだまだ未着手の領域で、今後の研究対象にしたいと考えています。

令和3年1月に「令和の日本型学校教育」の構築を目指してとの中教審答申が出ました。「日本の学校教育はこれまで、学習機会と学力を保障するという役割のみならず、全人的な発達・成長を保障する役割や、人と安全・安心につながるができる居場所としての福祉的な役割も担ってきた。この役割の重要性は今後も変わることはない」として学校に福祉的な役割を担うことを求めています。

一方、昨年度の委託事業の検討会議の中で、委員の大学の先生方から、「遠隔によるケー

ス会議」を示唆されました。新型コロナウイルス感染症が猛威を振るう前からの提言で、その後緊急事態宣言が発出され、「遠隔」が当たり前になるようにはなりましたが、この状況となる以前からの指摘に感謝する次第です。

また、当校にとって、今回の委託事業が大きなきっかけとなり、次年度より学校法人内の職員組織へS S W導入が実現できたことも大きな成果で、ありがたいこととなりました。文科省から委託事業の機会をいただいたこと、関係の方々のご努力・ご協力に深く感謝しています。

あずさ第一高等学校 校長 白波瀬正人

引用参考文献

- 合田盛人. スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの専門性と職務の違いについて, 人間福祉学会誌, 2009, 9(1), pp41-46.
- 金澤ますみ. スクールソーシャルワーカーとスクールカウンセラーの協働の可能性, 学校ソーシャルワーク研究, 2009, 4, pp16-27.
- 金澤ますみ. 新版スクールソーシャルワーカー実務テキスト
ミアーズ, ポーラ・アレン; ワシントン, ロバート・O. 学校におけるソーシャルワークサービス, 学苑社, 2001.
- 文部科学省. スクールソーシャルワーカー実践活動事例集, 2008.
- 文部科学省. 第102回 文部科学省初等中等教育分科会 議事録 (2017年11月開催)
- 日本スクールソーシャルワーク協会; 山下英三郎. 子どもにえらばれるためのスクールソーシャルワーク, 学苑社, 2016.
- 野崎和義; ミネルヴァ書房編集部. ミネルヴァ社会福祉六法 2019, ミネルヴァ書房, 2019.
- 松岡靖子ら. オンラインでのカウンセリングの演習についての実践研究—ビデオ通話を用いたカウンセリングロールプレイの課題—, 川村学園女子大学大学院研究年報, 2021, 第10号, pp35-48
- 住友剛. 新しい学校事故・事件学, 子どもの風出版会, 2017.
- 鈴木庸裕; 野尻紀恵. 学校でソーシャルワークをするということ: 教職経験をもつスクールソーシャルワーカーが伝えたい, 野尻紀恵学事出版, 2018.
- 鈴木庸裕; 佐々木千里. 子どもが笑顔になるスクールソーシャルワーク: 教師のためのワークブック, かもがわ出版, 2014.
- 鈴木庸裕; 佐々木千里. 子どもへの気づきがつなぐ「チーム学校」: スクールソーシャルワークの視点から, かもがわ出版, 2016.
- 津川律子; 元永拓. 心の専門家が会える法律: 臨床実践のために, 誠信書房, 2016.
- Wikipedia Microsoft Teams
- 山野則子. エビデンスに基づく効果的なスクールソーシャルワーク: 現場で使える教育行政との協働プログラム, 明石書店, 2015.
- 山野則子. 学校プラットフォーム: 教育・福祉, そして地域の協働で子どもの貧困に立ち向かう, 有斐閣, 2018.
- 山野則子; 武田信子. 子ども家庭福祉の世界, 有斐閣アルマ, 2015.
- 山野則子; 野田正人ら. よくわかるスクールソーシャルワーク第2版, ミネルヴァ書房, 2016.
- ヨングスマ, アーサー・E; ナップ, サラ・エディソン. 教育現場で使えるスクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーのための支援計画, 明石書店, 2015, (心理治療計画実践ガイド).

資料1 アンケート

①遠隔ケース会議参加者対象

<アンケート>

① 今回の事例検討会に参加しての感想を教えてください。

以下の選択肢から選んでください。

「5.大変よかった」「4.よかった」「3.どちらでもない」「2.よくなかった」「1.大変よ
くなかった」

選択式回答：

② 上記①に回答した理由

自由式回答：

③ 発言をチャット限定にしたことについて、どうお感じになりましたか？

以下の選択肢から選んでください。

「5.大変使いやすかった」「4.使いやすかった」「3.どちらでもない」
「2.使いやすくなかった」「1.大変使いやすくなかった」

選択式回答：

④ 上記③に回答した理由

自由式回答：

⑤ 今後、事例検討を Teams で行うとしたら、どのような改善が必要だと思いますか？

自由式回答：

資料2 アンケート

②対面でのケース会議参加者対象（前回の遠隔ケース会議参加者 Ver.）

<アンケート>

① 今回の事例検討会に参加しての感想を教えてください。

以下の選択肢から選んでください。

「5.大変よかった」「4.よかった」「3.どちらでもない」「2.よくなかった」

「1.大変よくなかった」

選択式回答：

② 上記①に回答した理由

自由式回答：

③ 発言のしやすさについてどうお感じになりましたか？

以下の選択肢から選んでください。

「5.大変発言しやすかった」「4.発言しやすかった」「3.どちらでもない」

「2.発言しづらかった」「1.大変発言しづらかった」

選択式回答：

④ 上記③に回答した理由

自由式回答：

⑤ 今後、Teams で事例検討を行うとしたら、どんな改善が必要だと思いますか？

自由式回答：

全教職員対象

スクールソーシャルワーカー（SSW）に関するアンケート

SSW についてご意見をお聞かせください。当てはまるところに○をつけてください。

1. あなたの職種を教えてください。

教員	事務	広報	カウンセラー	その他
----	----	----	--------	-----

2. SSW についてうかがいます。

① SSW があずき第一高等学校には配置されていることをご存じですか？

Yes	No
-----	----

② SSW の業務について、生徒や保護者に説明ができますか？

よく説明できる	だいたい説明できる	あまり説明できない	全く説明できない
---------	-----------	-----------	----------

③ SSW と連携したい、あるいは今後連携してみたいですか？

Yes	No	わからない
-----	----	-------

3. 多職種でのケース会議（事例検討）について伺います。

① ケース会議が今年度2回開催されたのをご存知でしたか？

Yes	No
-----	----

② 今後もケース会議に参加したいですか？

Yes	No
-----	----

③ 上の ②で「今後もケース会議に参加したい」に「No」と回答した方は、理由を教えてください。

	ケース会議の必要性を感じない
	生徒対応で困ることはない
	他の業務で忙しい
	ケース会議に参加すると、どんなメリットがあるのか知らない
	その他（以下の余白に記入をお願いいたします）

アンケートは以上です。ご記入ありがとうございました。



第1回 事例検討会

遠隔ケース会議

昨年度は参加者を限定し実施していた事例検討でしたが、今年度は「教員」の先生を中心とした事例検討を行う運びとなりました。授業のために参加しづらい先生方に、少しでもご参加いただけるよう2限の時間にオンラインにて計画させていただきました。先生方のご参加、お待ちしております。

2020年11月24日(火) 10:25-11:15 @TEAMS オンライン

バイザー：日本女子大学名誉教授 綿巻美昭先生

第2回 事例検討会 ! 参加者募集!

日時：2020年1月22日(金)14:30-15:30
場所：あずさ野田本校



バイザーに、元あずさSCの松岡先生をお迎えし、第2回目の事例検討会を開催させていただきます。
前回同様、教員の先生からの事例を募り教員、SC、SSW、その他職員の皆様で意見を出し合い、日々の対応について考える時間を持たいたいと思います。

お忙しいと思いますが、ご参加お待ちしております。よろしくお願いたしました。

文部科学省委託事業-SSW 事業-

スクールソーシャルワーカー（SSW）ご案内

SSW とは…

教育分野の経験に加え、
社会・福祉的な知識や技術を
専門とする職種です。
教員・カウンセラー（SC）らと
連携して業務を行います。

【 SSW の対象業務 】

生徒の見立て、不登校、学業不振（知的障害疑い、発達障害疑いを含む）、いじめ、暴力行為、虐待（身体、心理、性、ネグレクト）、学費滞納、生徒との面接、保護者との面接、家庭状況の把握、外部専門機関への同行、外部ネットワークの構築、社会資源に関する情報提供、外部専門機関との連携および調整など

【 SSW 相談の申し込み 】

相談申し込みは直接 SSW をお願いします。

相談希望（生徒・保護者など）



教職員（担任・副担任・SC）

↓ 依頼書添付

SSW

【 SSW の支援の種類 】

SSW の支援には以下の2種類あります。

直接支援：生徒や保護者に直接面接を行ったり、外部専門機関への同行を行いません。

間接支援：担任や SC に社会・福祉的な助言を行います。直接キャンパスに伺いたいと思いますが、介入を迅速に行うためにメールや電話、オンライン会議といった方法で介入することもあります。

※ご意見おまちしています※

昨年度から SSW が導入されました。必死に努力いたしますが、至らない点も多くあると思います。コロナ禍中というのもあり、場合によっては直接支援の回数を絞らせていただく可能性もあります。お気づきのことがありましたら、SSW までお教えいただくと有り難いです。

どうぞよろしくお願いいたします。

窓口担当

文科省委託事業 SSW 長森麻記子

メール アドレス

contact-ssw@noda-kamada.ac.jp

電話

090-8054-5815

SSW 依頼

相談 依頼日	年 月 日	記入者 (依頼者)	担任・SC
生徒 情報	名前・性別 <div style="text-align: right;">男・女・他</div> 所属キャンパス <div style="text-align: center;">キャンパス</div> 登校スタイル・年次・年齢 5日・3日・2日・1日制・一般通信 <div style="text-align: center;">年次・ 歳</div>	家庭状況	
	住所	連絡先	
<p>主訴 以下のうち、当てはまるものを選択（複数可）をお願いします。</p> <p>不登校、学業不振（知的障害疑、発達障害疑を含）、いじめ、暴力行為、虐待（身体、心理、性、ネグ）学費滞納、生徒との面接、保護者との面接、家庭状況の把握、外部専門機関への同行 外部ネットワークの構築、社会資源に関する情報提供、外部専門機関との連携および調整 その他（右余白に記述）</p>			
経過			
SSW に期待する支援・ニーズ 直接支援・間接支援			
依頼者の対応可能時間（折り返しお電話するので、ご都合の良い日にち、時間帯を教えてください）			
※SSW 記載欄※			

ご記入ありがとうございました。 提出先：contact-ssw@noda-kamada.ac.jp までメールをお願いいたします。

1 週間以内に担当者からご連絡いたしますので、しばらくお時間いただければと思います。

文部科学省初等中等教育局委託事業
令和2年度「多様性への対応に関する調査研究事業」検討委員会構成員

氏名	所属・役職名
松岡 靖子	川村学園女子大学 文学部 心理学科 講師
鶴養 美昭	日本女子大学 人間社会学部 心理学科 名誉教授
白波瀬 正人	あずさ第一高等学校 校長
尾崎 圭	あずさ第一高等学校 副校長
長森 麻記子	学校法人 野田鎌田学園 臨床心理士・公認心理師・精神保健福祉士

謝辞

この度は、文部科学省から委託を受けることができ、非常に貴重な機会を頂戴することができました。深謝申し上げます。

検討委員会構成員として、日本女子大学名誉教授 鶴養美昭先生、川村学園女子大学講師 松岡靖子先生には本当に多くのお知恵を授けてくださいました。先生方がいらっしやらなければ、ここまでの成果を挙げることはできなかったと思います。本当にありがとうございました。

またこの委託事業を遂行するにあたり、研究協力として横浜医療福祉センター港南、横浜療育医療センターの医師、心理士、福祉相談員の先生方、不安な中、支えてくださって、ありがとうございました。

そして成果報告書にコメントをくださった野田鎌田学園杉並高等専修学校 渋谷通江校長。野田鎌田学園高等専修学校 宮川秀治副校長。大屋剛先生、大城和宏先生、小島菜々先生、清水知恵先生、末森宏子先生、高橋正先生、本間祐希先生、松下真奈先生、遊佐仁先生。紙面の都合上、お名前を載せられないことを心苦しく思いますが、SSWに依頼をくださった先生、ケース会議に参加くださった先生方、アンケートに回答くださった先生方。実際にSSWとして当校に来てくださった池原星子先生。そしてこの事業を軌道に乗せるべく思案してくださった尾崎圭副校長。通信制高等学校にSSWを入れようと指揮をとり、たくさんのチャンスをくださった白波瀬正人校長。令和3年度より学園教職員組織にSSWを導入いただいた長森修三理事長。本当にありがとうございました。

「学校に通いたい」「高卒が取りたい」「私らしく生きたい」と願う生徒の夢を1人でも多く叶えるため、皆様にいただいたご恩を忘れず、今後とも尽力していく所存です。

あずさ第一高等学校 文部科学省委託事業 SSW 研究主任 長森麻記子

